

京丹後市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成20年度に実施した監査の結果を、次のとおり公表します。

平成21年3月25日

京丹後市監査委員 小松 通男

京丹後市監査委員 川村 博茂

1 監査の種類 定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査の期間 平成21年1月8日から平成21年3月17日まで

3 監査の方法等

各種事務事業及び財務に関する事務の執行について、例月出納検査の状況も参考としながら、各部から選定した課を対象に、時間外勤務の命令及び時間管理と併せ、書面審査及びヒアリングにより監査を行なうとともに、監査を進める中で確認が必要と判断した老人保健施設「ふくじゅ」と市営住宅3ヶ所（延利・周枳・余部団地）について、現地調査を行った。

また、歳入の未収金を抱える全ての課を対象に、その実態や解消に向けた取り組みについて書面審査とヒアリングにより監査を行った。

4 監査対象部課等

【一般会計・特別会計】

企画政策部	情報政策課
総務部	人事課
生活環境部	環境推進課
保健福祉部	高齢者福祉課
農林水産部	農村調整課
商工観光部	商工振興課
建設部	都市計画・建築住宅課
上下水道部	水道課
教育委員会	教育総務課、社会教育課

【公営企業会計】

上下水道部	水道課
病 院	弥栄病院、久美浜病院

5 監査における重点事項

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 収入事務は適正に行われているか。
- (3) 支出事務は適正に行われているか。
- (4) 契約事務は適正に行われているか。
- (5) 補助金交付事務の取扱いは適正に行われているか。
- (6) 事業目的に則した十分な事業効果が得られているか。
- (7) 滞納整理は適正に行われているか。
- (8) 時間外勤務における勤務命令は適時に行われ、時間管理は適切か。

6 監査の結果

時間外勤務については、職員の健康管理や財政的な見地からも、計画的な業務遂行に努めるとともに、適切な時間管理の徹底を図られたい。

財務に関する事務の執行については、一部に検討・改善を必要とする事例が見られたが、全般におおむね適正に行われていると認められた。

また、財政健全化法の施行により財政指標の公表が義務づけられ、各指標に表される数値の的確な分析による長期的展望に立った、バランスのとれた財政運営が求められる。

職員一人ひとりが「経営感覚」と「市民目線」を常に意識しながら、市民サービスを低下させることなく、最小の経費で最大の効果を挙げることを基本に効率的な財政運営と地域協働の積極的な推進により、市民福祉の向上と地域社会の発展に向け更なる努力を傾注されるよう望むものである。

指摘・要望事項

〔I〕 総括的事項

1 時間外勤務について

時間外勤務については、平成20年11月分のタイムカードと勤務命令簿を基に状況を確認した。おおむね適切に管理されていたが、時間外勤務が常態化したり、特定の職員に集中している事例が見受けられた。職務の専門性からやむを得ない状況もあるが、職員の健康管理の観点からも業務の計画的・効率的な執行や事務配分の見直し、職場内での応援体制の充実など改善が必要と思われる。

また、タイムカードの退庁時間と比べ勤務命令が過少な事例や、勤務命令簿を職員個々が保管している事例が一部に見受けられた。勤務の実態や職場内の状況を的確に把握し適切な管理に努められたい。

2 支出事務について

支払事務は、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部に二重払いや支払い事務処理の遅れが見受けられる。支出状況の的確な把握が可能な書類整備や確実なチェック体制の確立に努められたい。

また、支出負担行為は予算措置や契約確認など、事務の適正な執行を図るための重要な手続きであり、契約時や交付決定時に速やかに行なわれるべきものであるが事務処理の遅延が極めて多く、事業完了後の起票も多数見受けられるので、適正な事務執行の徹底を図られたい。

3 事務事業について

各種事務事業の執行にあたっては、市民への説明責任が問われる中、市民の目線に立ち、公平性・透明性の徹底と事業の整理・合理化に取り組み、財政の健全化と効率的・効果的な事業の執行に努められたい。

4 契約事務について

随意契約は、競争入札の例外として地方自治法施行令第167条の2で決められているが、随意契約の理由が不明確なもの、根拠法令が適正でないものが見受けられる。また、契約の公正かつ経済性の観点からも、複数の業者からの見積書を徴することが原則であり、特に一者による随意契約の場合は選定理由の明確化を厳正に行なう必要がある。

5 未収金について

税金・料金等の未収金については、増加傾向に歯止めがかかっていないのが現状である。京都府及び府下市町村の広域連合組織による税の一元化や、組織改変による料金収納体制の強化などが進められているが、負担の公平・財政の健全化の観点からも、緊急かつ積極的な対応が求められるところである。

負担金等その他の各種徴収金については、未収金の額も少なく徴収事務もおおむね効果的に進められているが、国営農地開発事業負担金については、利子のみ返済の据え置き期間が終了し、平成18年度から全域で元利償還が始まっており、厳しい農業情勢等による小作料収入の伸び悩みや負担金額の増加により、未収金の額は増加の一途をたどっている。

地道な訪問活動等による納入要請・納入指導など、早期徴収・新たな滞納の防止等一層の徴収強化と収納率の向上に努められたい。

〔Ⅱ〕 個別事項

【人事課】

今年度は、中央省庁や京都府及びその他の公共的団体等に、10名の職員の研修派遣が行われている。

上部機関等での行政事務の執行や公共的団体の育成支援を通じて、専門的知識の習得などによる、今後の行政運営の円滑な推進のための積極的な措置と言えるが、厳しい財政状況や人員体制、また、派遣先業務の公益上の必要性など十分な議論と慎重な判断が必要である。市民に対する説明責任や透明性が問われる中、必要性の精査と関係法令等との検証を行い、今後の研修派遣等に対応されたい。

また、旅費計算等について、職員間で解釈の違いによる精算額に差異が見受けられる。基本的な考え方を整理・統一し、財務運用マニュアル等により、正確でわかりやすい手法を徹底されたい。

【高齢者福祉課】

社会福祉協議会に運営を委託している老人保健施設「ふくじゅ」について、規程に定める運営協議会の開催が定期に行なわれていないなど、その機能が発揮されていない。市と社会福祉協議会との役割分担・連携のあり方等、効率的な事業運営に課題を感じる場所である。厳しい財政状況の中、効率的な事業運営に向けた体制の整備とともに、将来を見据えた運営のあり方の検討が望まれる場所である。

なお、老人保健施設「ふくじゅ」における経理事務は、現地における各種帳簿の確認及び聞き取り調査の結果、適正な会計処理が行なわれていると認められた。

【環境推進課】

市指定のごみ袋については、毎年度相当数が作成されているが、入庫及び出庫に関する台帳の正確な記録とともに、定期の棚卸しの励行による確実な在庫管理の徹底を図られたい。

また、補助金交付事務において、決算書（案）の添付により処理されているものがあるが、事業完了後に確定した決算書の提出を求め適切に書類を整備されたい。

【教育総務課】

スクールバス運行業務の委託契約において、随意契約理由及び契約時期の的確性に疑問を感じる場所である。競争入札への移行も視野に入れながら、随意契約の

理由の精査を行ない、公平性・透明性を確保した説明責任の果たせる契約を励行されたい。

【社会教育課】

社会教育施設等の使用料については、利用者の金融機関への納付によるほか、職員が現金を直接受領する方法などにより、利用者の利便が図られているところであるが、職員が受領した収納金の取扱いにおいて、1～2ヶ月分の収納処理が、まとめて行なわれているなど、公金の適切な取扱いに欠ける事務処理が見受けられた。

適期の調定処理、納入処理の励行により、施設ごとに異なる収納事務の統一と適正化を図られたい。

【都市計画・建築住宅課】

市営住宅の管理状況について、書類による審査とともに延利・周枳・余部団地の現地調査を実施した。

市内各所に、老朽化が進んだ市営住宅団地が点在しており、それらの多くは総合的な整備計画がないまま、長期間にわたり政策的な空き家を有している。

景観の保全、市有財産の有効活用の観点からも、早急な対策が望まれるところであり、防犯対策上の悪影響も懸念されるところである。

また、長年の居住の中で、多くの住宅で増・改築が行なわれており、中には元々の住宅が分からないほど大きく増築されているものも見受けられた。

住宅ニーズを的確に把握し、総合的な整備計画に基づく計画的な住宅整備を推進していくことが強く望まれる。

【商工振興課】

資金前渡の精算事務において、用務終了から精算処理までに数ヶ月経過しているものや精算されていないものがあつた。用務終了後は京丹後市会計規則第74条に沿った適正な精算処理をされたい。

【水道課】

未収金については2名の専任体制により、滞納者台帳の整備や戸別訪問の徹底等徴収体制の強化が図られているが、顕著な収納率の向上には至っていないのが現状である。利用者の負担の公平と経営の健全化の観点からも、更なる地道な努力の積み重ねと、給水停止や民間委託等の導入も視野に入れた積極的な取り組みにより、

収納率の向上に引き続き努力されたい。

また、水道メーターの在庫管理において定期の棚卸しの励行等、より適正な管理に努められたい。

【弥栄病院・久美浜病院】 病院事業会計

診療費の未収金について、電話や文書による督促をはじめ戸別訪問による徴収の強化や、院内連携の強化による滞納者の再受診情報等の共有により、納付指導體制の徹底を図るなど、未収金の解消に向けた取り組みの強化に努めているが、増加傾向にしっかりとした歯止めがかかっていないのが現状である。

新たな滞納を未然に防ぐとともに、個々の滞納事案に即した納付指導體制の充実により、未収金の解消に向けた継続的な取り組みの強化を一層推し進められたい。

また、未収金のしっかりとした精査により、回収がまったく見込めないものなどは、不納欠損などの適正な管理が必要である。